

暴風警報・大雨警報・特別警報の発表

及び 地震発生と学校の授業について 掲示

和歌山市立紀伊中学校

1 「和歌山市」に暴風警報または大雨警報（特別警報含む）が発表されている時

① 登校時

警報が解除されるまで自宅で待機させてください。

11:00（午前中のみの授業の場合は9:00）を過ぎても解除されていない場合は、臨時休校となります。

② 11:00（午前中のみの授業の場合は9:00）（ちょうど含む）までに解除された時

授業を行いますので、登校させてください。ただし、周囲の状況から登校が困難と判断された時は、登校せず、その旨を担任までご連絡ください。

なお、午前6時現在で暴風警報、大雨警報（特別警報含む）のいずれかが発表されている場合は、給食は中止となります。午後に授業がある場合は、昼食を各自持参してください。

③登校後発表された時

安全に帰宅できると判断した場合、すみやかに下校させます。

帰宅させることが危険と考える場合は、危険性がなくなるまで学校待機とします。なお、特別警報発表時は学校待機とします。

2 「和歌山市」に洪水警報・その他の警報が発表されているとき

原則として授業を行います。（ただし学校側が危険だと判断した時は、臨時休校とする場合もあり、その際はメール配信で連絡をします）また、保護者の方が、通学道路が冠水等のため危険と判断した場合は登校させないようにしてください。この時は、担任まで連絡してください。（非常災害などで登校しなくても、欠席扱いにはなりません）

3 「和歌山市」に震度5弱以上の地震が発生した時

臨時休校とします。

① 翌日以後は校区内の被害状況により判断します。

② 震度5弱以下であっても登校が困難な状況の場合は登校を見合わせてください。

③ 震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表され、危険が予測される場合は臨時休業とします。

④ 登校後、震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、安全な場所に避難誘導し、待機させるか下校させるか決定します。

4 市教育委員会から特別な措置がとられたとき

上記以外でもラジオ・テレビなどで和歌山市内の学校に対して特別な措置が報道されたときは、その情報に従ってください。

※このプリントを、よく目の届くところに貼っておいてください。

なお、詳しくは、「気象庁」のホームページ等で確認できます。

以上のような対応をお願いしますが、学校からの連絡にあたり、メール配信する場合があります。

和歌山市のメール連絡システムに登録していないご家庭には学校から電話連絡をしますが、遅れる場合がありますので、携帯・スマホをお持ちの方はメール連絡システムへの登録をお願いします。

（登録の案内は後日配布します）